

～国際税務調査実務対応セミナー特別編～

税制改正で大きく変わります！

**思いがけず追徴課税されないためにも**

**元国税調査官の税理士がわかりやすく解説します！**

外国子会社合算税制セミナー

タックスヘイブン対策税制

海外に進出する日本企業にとって、国際税務を理解することは非常に大切です。近年、日本における国際税務に関する税務調査体制が強化され、移転価格税制や寄附金課税に関して追徴課税を受ける可能性があります。

また、外国子会社合算税制（タックスヘイブン対策税制）は、平成２９年度税制改正によって、税制が大きく変わり、その適用初年度が、日本親法人の令和２年３月期決算となります。したがって、決算・申告前のファイナルチェックとして、知識・情報のアップデートが必要な時期となります。

外国子会社合算税制は、複雑な税制で、細部まで理解することはなかなか困難です（実効税率の判定ってどうするの？適用除外の細かい判断はこれで良いの？アジア諸国の子会社でも合算課税されるって本当？もし合算されたら、どうなるの？海外M＆Aとの関係は？）など、疑問点も多いでしょう。しかし、一旦課税されると億単位の課税になることがしばしばあり、きちんと内容を把握しておく必要がある税制です。

そこで本講座では、大阪国税局・大手税理士法人で長年にわたり税務実務を経験された八幡谷税理士をお招きし、外国子会社合算税制の基礎・応用等について分かりやすく解説して頂くとともに、主要別表記載例(一部)、税務調査への考え方、過去の重要判例等（一部）をご紹介いただきます。

毎年、６月に開催している国際税務調査実務対応セミナーの特別編です。企業のご担当者（経理部・財務部・人事部・海外事業部・経営管理部など）、特に税務調査で国際税務の論点が争点になったご経験のある企業の皆さま、この機会にご参加くださいますようお願い申し上げます。

**締切間近**

**です！**

【略歴】1998年に大阪国税局に採用後、主に税務署所管法人に対する法人税調査に従事。2007年～2010年に大阪国税局課税第一部資料調査課にて、上場企業創業者等富裕層の海外投資に関する国外所得調査を担当。2011年より、監査法人系のグローバルファームである大手税理士法人にて、主に大規模クライアントの税務相談に従事。また、外資系法人や上場企業等に対する税務調査支援業務、セミナー講師などを担当。2014年、八幡谷幸治税理士事務所を開設。主に中～大法人向けに、税務調査事前準備・調査対応・国際税務対応・税務コーポレートガバナンス向上支援・社内セミナー、執筆・税理士法人向け顧問などを中心に活動している。

**■日　時：２0２０年２月1９日（水）１４：００～１６：３０**

**■会　場：大阪商工会議所　地下１階 2号会議室　（大阪市中央区本町橋２-８）**

**■主　催：大阪商工会議所**

**■受講料：会員 ９，０００円　　一般/特定商工業者 １４，０００円（税込・お一人様あたり）**

**■定　員：4０名**

**■講　師：八幡谷税理士事務所　税理士　八幡谷幸治氏**

**主　催**：大阪商工会議所　　**お問合せ先**：大阪商工会議所　国際部　甘野（あまの）、藤田（TEL06-6944-6400）

**主　催**：大阪商工会議所　　**お問合せ先**：大阪商工会議所　国際部　甘野（あまの）、藤田（TEL06-6944-6400）

**≪プログラム≫**

**【１．国際税務の潮流】**

（１）最近の国際税務の潮流　（２）令和２年度税制改正について

**【２．外国子会社合算税制（タックスヘイブン対策税制）の基礎】**

1. 外国子会社合算税制とは　（２）平成２９～３１年税制改正の影響
2. 基礎知識の整理（租税負担割合とは？経済活動基準（適用除外基準）とは？適用対象金額とは？

二重課税排除の方法は？【外国税額控除・配当益金不算入制度】

1. 主要別表記載例　（５）個人株主の場合　（６）税効果会計との関連　（７）過去の重要判例

（８）海外子会社管理の重要性　（９）経理部と経営企画部（海外事業部）の連携の重要性

**【３．外国子会社合算税制（タックスヘイブン対策税制）の実務ポイント】**

（１）税務調査対応　（２）税務調査対応（個人編）

（３）タックスプランニングとの関係（４）地域統括会社設立との関連

（５）海外企業M＆Aとの関連

※内容は予告なく変更になる場合があります。

**お問合せ先：**大阪商工会議所 国際部 永塚、大西

TEL：06-6944-6400　FAX：06-6944-6293　E-mail：intl@osaka.cci.or.jp

お申込み方法は裏面をご覧下さい。

**■お申込方法：**

下記申込書に記入のうえＦＡＸにてお申込みいただくか、下記HP よりお申込み下さい。

<http://www.osaka.cci.or.jp/event/seminar/201912/D11200219017.html>

**申込締切：2020年2月14日（金）**※申込先着順

受講料は下記口座に**2020年2月１7日（月）まで**にお振込み下さい。

2020年2月１7日(月)までに受講票をE-mail（E-mailがない場合はFAX）にてお送りしますので、当日お名刺1枚とともにお持ち下さい。

◆振込先：りそな銀行 　大阪営業部 （当座）０８０８７２６

三菱ＵＦＪ銀行 瓦町支店　（当座）０１０５２５１

三井住友銀行 船場支店　（当座）０２１０７６４

◆口座名：大阪商工会議所　(オオサカショウコウカイギショ)

※ご依頼人番号「90341000９９」の10桁と貴社名をご入力下さい。

※振込手数料は貴社にてご負担下さい。

但し、上記銀行と埼玉りそな銀行各本支店のATMからのお振込は振込手数料不要です。

**大阪商工会議所国際部　永塚行　FAX： 06-6944-6293**

**2/１9 外国子会社合算税制セミナー参加申込書　※申込締切：2020年2月14日(金)**

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 会社名 |  | | | どちらかに☑　会員　一般 |
| 所在地 | 〒 | | | |
| TEL |  | FAX |  | |
| 業種 |  | | | |
| フリガナ |  | 所属・役職 |  | |
| 参加者名① |  |
| E-mail |  | | | |
| フリガナ |  | 所属・役職 |  | |
| 参加者名② |  |
| E-mail |  | | | |
| 振込予定日 | 月　　　　日 | 受講料 | 円 | |

参加者と申込者が異なる場合は以下にご記入をお願いします。

申込担当者　氏名　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　所属

電話番号　　　 　　　 　 　　E-Mail

＊上記の個人情報は大阪商工会議所からの各種連絡・案内（E-mailによる案内含む）等に利用致しますとともに講師には参加者名簿を提供します。